

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

21年度実績に係る厚生労働省独法評価委員会の評価及び平成21年度下期、平成22年度上期における売却実績を点数化し、「役員特別手当支給割合基準」に基づき特別手当支給割合を、6月支給分については1.2、12月支給分については1.3とした。
 (参考) 役員の特別手当については、役員給与規程第8条第2項により、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を考慮し、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

俸給月額について国家公務員に準じた見直し(減額改定)を行い、特別手当の支給割合についても国家公務員に準じ、減額改定を行った。
 (俸給月額) 1,268千円→1,265千円(▲0.2%の減額改正)
 (特別手当支給割合) 6月:1.45→1.40 12月:1.65→1.55

理事(非常勤)

改定無し

監事(非常勤)

改定無し

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	21,942	15,204	6,738	—	()		
理事 (非常勤)	3,288	3,288	—	—	()		
A監事 (非常勤)	2,844	2,844	—	—	()		
B監事 (非常勤)	2,844	2,844	—	—	()		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長		年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)		年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)		年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準じ、決定することとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

譲渡専門職員については、実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価制度を導入している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	一般職員について勤務成績に応じ、5区分に評価し、昇給号俸数を決定している。
賞与: 勤勉手当	一般職員について勤務成績に応じ、勤勉手当基礎額の100分の130(俸給の特別調整額の支給を受ける職員にあつては勤勉手当基礎額の100分の170)を超えない範囲において勤勉手当額を決定している。
賞与: 業績手当	施設譲渡専門職員について実績評価に応じ、俸給月額相当額の範囲内で決定している。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与制度改正等に準じ、次の改正を行った

- ・一般職俸給表について減額改正(平均▲0.1%減額改正)
- ・55歳を超える職員のうち、一般職俸給表6級以上の俸給等支払額について、当分の間、▲1.5%を減額して支給を行う改正
- ・一般職の賞与支給割合について減額改正(6月:1.95→1.90、12月:2.20→2.05)
- ・譲渡専門職の賞与支給割合について減額改正(6月:1.45→1.40、12月:1.65→1.55)
- ・地域手当支給割合の改定(千葉県船橋市10%→12%、東京都特別区17%→18%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

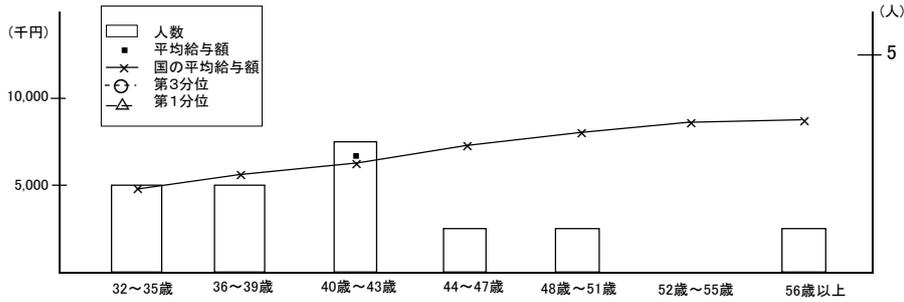
区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	40.6	7,187	5,401	174	1,786
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	40.6	7,187	5,401	174	1,786
在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者無し					
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	53.0	8,024	6,150	214	1,874
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	48.8	4,951	3,756	234	1,195
施設譲渡専門職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
9	54.4	9,048	6,948	207	2,100	
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者無し					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者無し					
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者無し					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者無し					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「施設譲渡専門職員」とは、年金福祉施設等の売却に関する専門的業務を行う職種を示す。

注3: 研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員(事務・技術職員)を含む。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2: 40～43歳以外の年齢階層は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。
 注3: 全ての年齢階層の該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位折れ線グラフについては表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円
部長代理・課長・課長代理	2	-	-	-
係長・主査	6	42.8	5,362	6,269
係員	2	-	-	-

注1: 係長・主査の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位については表示していない。
 注2: 部長代理・課長・課長代理の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。
 注3: 当機構は、本部とそれ以外の区別がない組織である。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 部長代理 課長	部長代理 課長 上席調査役	部長代理 課長 上席調査役 課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	7 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (28.6%)	0 (0%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)	-	-	-	-	-	-	-	40 33	-	-
所定内給与年額(最高～最低)	-	-	-	-	-	-	-	4,722 3,993	-	-
年間給与額(最高～最低)	-	-	-	-	-	-	-	6,352 5,227	-	-

(任期付職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 部長代理 課長	部長代理 課長 上席調査役	部長代理 課長 上席調査役 課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	3 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (66.7%)
年齢(最高～最低)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所定内給与年額(最高～最低)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年間給与額(最高～最低)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注: 3級以外の級における該当者がそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	52.3 %	56.2 %	54.2 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	47.7 %	43.8 %	45.8 %
	最高～最低	50.1～44.6 %	47.2～40.6 %	46.0～45.6 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9 %	67.7 %	65.8 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.1 %	32.3 %	34.2 %
	最高～最低	41.0～33.4 %	36.3～29.8 %	36.4～31.9 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

103.7

対他法人(事務・技術職員)

98.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 103.7 参考 地域・学歴勘案 94.6 学歴勘案 103.1 地域・学歴勘案 95.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>・当機構の事務所は、東京都と千葉県に設置しており、全国規模である国家公務員と比較しているため。 そのため、地域勘案および地域・学歴勘案の指数については、100を下回っているところである。 (参考)地域手当率 東京都特別区18%、千葉県船橋市12% ※地域手当率は、人事院規則により、地域によって3%～18%となっている</p> <p>・当機構は、民間の知見を活用し、小規模で効率的な運営を図り、年金福祉施設等の譲渡・廃止を当初5年間という限られた期間内に完了させることを目的とした法人である。よって、迅速かつ適正に方針等の決定を行い、効率的に業務を運営するためには、一定の管理職等の人員の確保が必要であること、また、小規模な法人であることから管理職等の割合を現状以上に削減することは法人の体制上難しいと思われるが、引き続き給与水準の適正化に取り組んでまいりたい。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域・学歴を考慮すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。 なお、ラスパイレズ指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。</p>
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 国からの財政支出はない(平成22年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額はない(平成21年度決算)</p>
講ずる措置	<p>・引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとし、平成24年度(平成25年度公表)においても対国家公務員指数(地域勘案)100以下とする。 (平成23年度に見込まれる対国家公務員指数) 対国家公務員:103.7 地域・学歴勘案:95.6</p>

(その他)

- ・平成22年度における支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合0.17%
- ・平成22年度における管理職の割合 20.0%
- ・平成22年度における大卒以上の高学歴者の割合 60.0%

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の7人及び任期付職員欄のうち事務・技術欄のうち3人 計10人
10人の平均年齢 43.1才 平均年間給与額 6,516千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 212,698	千円 237,084	千円 (%) △ 24,386 (△10.3)	千円 (%) △ 17,940 (△7.8)
退職手当支給額 (B)	千円 1,455	千円 788	千円 (%) 667 (84.6)	千円 (%) 667 (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 75,302	千円 109,869	千円 (%) △ 34,567 (△31.5)	千円 (%) △ 33,366 (△30.7)
福利厚生費 (D)	千円 30,235	千円 33,099	千円 (%) △ 2,864 (△8.7)	千円 (%) 821 (2.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 319,690	千円 380,840	千円 (%) △ 61,150 (△16.1)	千円 (%) △ 49,030 (△13.3)

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額については、対前年度比10.3%減少、非常勤役職員等給与については、対前年度比31.5%減少、最広義人件費については、対前年度比16.1%減少している。これは、中期計画において設定した人員削減を着実にやったことや、国家公務員の給与改正に準じた給与の見直しを行ったことにより、人件費の削減につながったものである。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
年度末人員数 (人)	36	36	39	39	34	31
人員純減率 (%)		0	8.3	8.3	△ 5.6	△ 13.9

注:当機構は平成17年10月に設立された法人であり、平成17年度末時点の人員数は、業務の本格化前の数値であるため、上記の「行政改革の重要方針」で示された削減目標の設定ルールを機械的に当てはめ、基準の人員数を平成17年度末の人員数(36名)とすることは、必ずしも当機構の業務の実態に即したものではありません。

業務の実態に即した平成17年度の予算定員41名を削減基準とした場合には、削減率は平成18年度△12.1%、平成19年度△4.9%、平成20年度△4.9%、平成21年度△17.1%、平成22年度△24.4%となっている。

【主務大臣の検証結果】

総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。

IV 法人が必要と認める事項

当機構は、平成17年10月に設立された有期(5年)の法人であり、平成22年9月に解散する予定であったが、平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成22年法律第48号)により存続期間が2年延長され、さらに平成23年6月に成立した「独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成23年法律第73号)において、同法の公布日から3年以内の政令で定める日(政令未公布)に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることとなった。